

## 第1回 島根県子ども・子育て支援推進会議ひとり親家庭等自立支援部会記録

### 1 開催日時

平成25年10月28日（月） 13:30～15:30

### 2 開催場所

サンラポーむらくも 堀川の間

### 3 出席者

別添「委員名簿」のとおり

### 4 傍聴者

山陰中央新報社 編集局報道部 岩井彩佳

### 5 会議の状況

別添「会議概要」のとおり

### 6 議事次第

- (1) 島根県子ども・子育て支援推進会議について
- (2) ひとり親家庭等自立支援部会の設置・運営について
- (3) 島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直し方針等について
- (4) ひとり親家庭等の現状と県の取り組みについて
- (5) 「平成25年母子・寡婦・父子世帯実態調査」調査項目（案）について
- (6) 子ども・子育て支援新制度について
- (7) 今後の審議日程について

### [配布資料]

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 資料1 | 島根県子ども・子育て支援推進会議条例                |
| 資料2 | 島根県子ども・子育て支援推進会議ひとり親家庭等自立支援部会運営規則 |
| 資料3 | 島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直し方針等について（案）    |
| 資料4 | ひとり親家庭等の現状と県の取り組み                 |
| 資料5 | 「平成25年母子・寡婦・父子世帯実態調査」調査項目（案）      |
| 資料6 | 子ども・子育て支援新制度                      |
| 資料7 | 島根県子ども・子育て支援事業支援計画策定スケジュール        |

**第 1 回島根県子ども・子育て支援推進会議  
ひとり親家庭等自立支援部会委員名簿**

	氏 名	団体名等	役職名等	分 野	備 考
委員	いしくら めぐみ 石倉 恵	一般財団法人島根県 母子寡婦福祉連合会	事務局長	ひとり親家庭支援 団体	部会長
	こだま ひろこ 児玉 宏子	出雲市子育て支援課	出雲市健康福祉部次長 (子育て支援課課長)	行政関係者(市)	
専門 委員	いしはら 石原みゆき	奥出雲町福祉事務所	所長補佐	行政関係者(町村)	
	じょうだい かおる 上代 薫	島根労働局職業安定部 職業対策課	職業対策課係長	労働機関関係者	
	とくおか みつこ 徳岡 光子	公益社団法人家庭問題 情報センター(FPIC)	公益社団法人家庭問題情報 センター(FPIC) 松江ファミリー相談室代表	家庭問題関係者	
	つちや し のぶ 土谷 志伸	島根県商工会連合会	総務課主任	企業関係者	欠席
	くろさき しんや 黒崎 真也	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会	生活支援部部長代理	社会福祉協議会	部会長 代理

**【事務局】**

部	課・グループ名等	職 名	氏 名	備 考
島根県 健康福祉部	青少年家庭課	課長	平岡 昇	
	” 子ども・子育て支援スタッフ	調整監	渡邊 剛	
	” 保育支援グループ	グループリーダー	吾郷 隆史	
	” 母子福祉グループ	グループリーダー	俵 純子	
		企画員	野々内慈子	

## ～会議概要～

○俵GL 委員の皆様方おそろいになりましたので、ただいまから、平成25年度第1回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を開催いたします。

私は、進行を務めさせていただきます、島根県青少年家庭課母子福祉グループの俵と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開会に当たり、島根県青少年家庭課の平岡課長が御挨拶申し上げます。

○平岡青少年家庭課長 青少年家庭課長の平岡でございます。一言、御挨拶させていただきたいと思っております。

まず、委員の皆様方にはこの「ひとり親家庭等自立支援部会」の委員をお引き受けいただき、まことにありがとうございました。また、日ごろからひとり親家庭の福祉の増進について、御理解、御協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

御承知のとおり、ひとり親家庭が増加傾向にあるなかでひとり親家庭等の福祉の向上というのは、県政における重要な課題の一つとなっております。母子・寡婦・父子家庭の生活が安定し、向上していきますとともに、その世帯の児童が心身ともに健やかに成長することができる福祉施策を充実していきたいと考えているところであります。

さて、この部会で御議論いただきます「ひとり親家庭等自立支援計画」は平成20年度に計画期間を10年間とし、5年後に中間見直しを行う予定でつくった計画でございます。

ただ、この計画の元といたしました国の基本指針は25年に見直しをされる予定だったものが26年度末まで延長になりましたので、県の計画もその動きに合わせて、この25年、26年の2年間で検討し、27年度から新しい内容で施策推進の基礎としていきたいと考えているところであります。また、これは昨年の8月に成立した子ども子育て支援法に基づき、県が策定する子ども・子育て支援事業計画の中に母子家庭及び父子家庭の自立の支援策についても盛り込むことが国の方針とされているということと動きを一つにするものであります。

子ども・子育て支援事業支援計画については、条例に基づく推進会議でさきの10月23日に第1回目会議を開催したところです。こちらのほうで全体としては御議論いただき、その中のひとり親家庭の部分については、きょうこうしてお集まりいただいた皆さんを部会という形で位置づけまして御議論をいただくようにさせていただいたところであります。

この「ひとり親家庭等自立支援計画」、それから、きょう別の会場で部会が開催されている「次世代育成支援行動計画」も同じく27年度からのスタートに向けて今見直し作業に入っております。この部会でつくりまします計画、そして、「子ども・子育て支援事業支援計画」の特に保育の充実などの部分を一体の形で取りまとめて27年度から総合的な施策展開をしていきたいと考えております。

この部会には、ひとり親家庭の支援団体の皆さん、あるいは家庭問題の関係者、企業の関係者、それから社会福祉協議会の関係者、労働機関の関係の方、それから行政機関の方、ひとり親家庭の抱える課題や実態を十分に承知しておられる皆様方に委員のお願いをさせていただきます。県としては、母子寡婦資金の貸付とか実態調査などはやっておりますけれども、実際に個々のひとり親家庭への相談、あるいは就業支援に携わっておられるのは市町村の福祉事務所であり、

母子寡婦福祉連合会であり、ハローワークであり、さまざまな皆さん方だと考えています。それぞれの機関が持つ役割についてお互いに共有していただき、ひとり親家庭が安心して暮らせる社会づくりに向けて、忌憚なく話し合っていたく中から県全体としてのよりよい方向性を見定めていきたいと考えておりますので、どうか皆さんのお知恵で実り多い部会になりますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願ひいたします。

○俵GL それでは、委員の皆様の御紹介の前に、部会の運営について御説明いたします。

この部会は先ほど課長の挨拶にもございましたように、「島根県子ども・子育て支援推進会議」の部会として設置されたもので、構成員は推進会議にも御参加いただく一部の委員と、部会のみにお願ひいただく専門委員により構成されております。

専門委員の皆様の辞令でございますが、封筒に入れて本日お手元に配付させていただきますので御確認ください。

また、部会長は「島根県子ども・子育て支援推進会議条例」第7条第3項の規定により、委員の中から推進会議の会長が指名することとされており、去る10月23日に開催された推進会議において、石倉部会長様が指名されております。

なお、会の運営につきましては、「島根県子ども・子育て支援推進会議条例」及び先の推進会議で承認された「ひとり親家庭等自立支援部会運営規則」により運営していくこととしておりますので、御了承ください。

それでは、本日が第1回のひとり親家庭等自立支援部会となりますので、委員の皆様方から一言ずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。

まず、部会長様からお願ひいたします。

(座席順により、各委員が自己紹介)

○俵GL 次に、事務局から自己紹介させていただきます。

(事務局、紹介)

○俵GL それでは、議事に入る前に確認をさせていただきます。

先日、10月23日に開催されました「島根県子ども・子育て支援推進会議」におきまして、本部会の委員数と会議の成立要件が決定されております。本日は土谷委員が御欠席でございます。したがって、全議員7名中6名と過半数の御出席をいただいておりますので、会議の成立要件である充足数を満たしていることを御報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

・資料1～資料7

配付漏れ等ございましたら事務局までお知らせください。

それでは議事に入りたいと思います。

これより先は、「島根県子ども・子育て支援推進会議ひとり親家庭等自立支援部会」の石倉部会長様に議事進行をお願いいたしたいと思ひます。

石倉部会長様、よろしくお願ひいたします。

○石倉部会長 議長を務めさせていただきます部会長の石倉です。本年度から名称を変更しました一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会では、毎日、ひとり親の方の相談業務に当たっております。部会長を務めさせていただくことになりまして、不慣れではございますがよろしくお願いいたします。

また、本日は議事事項がたくさんございますので、皆様どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

初めに、議事に入る前に部会長代理を御指名させていただきたいと思っております。「推進会議条例第7条第5項に、部会長に事故があるときは部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」と規定されておりますので、部会長代理として、社会福祉協議会の黒崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(「異議なし」と発言する者あり)

それでは、議事に入ります。

議事の(1)(2)は、先日10月23日に開催された「島根県子ども・子育て支援推進会議」における決定事項について、事務局のほうから報告をお願いします。

○依G L 「島根県子ども・子育て支援推進会議条例」及び「島根県子ども・子育て支援推進会議ひとり親家庭等自立支援部会運営規則」について説明

○石倉部会長 ありがとうございます。ただいまの報告の中で、皆様何か御質問があればお願いいたします。

(質問なし)

○石倉部会長 御質問がないようですので、それでは次の議題に移らせていただきます。

次に議事(3)「島根県ひとり親家庭等自立支援計画の見直し方針等」について、事務局から説明をお願いします。

○依G L 「島根県ひとり親家庭等自立支援計画見直し方針について(案)」説明

○石倉部会長 ありがとうございます。

ただいま説明にありましたように、平成20年度に策定された県の「ひとり親家庭等自立支援計画」がちょうど中間見直しの時期に当たるということで、また、国の子ども・子育て支援新制度という大きな動きを受けまして、3つの計画が一体的に策定されるということです。この点について、皆様の御意見、御質問があればお願いいたします。

また、先ほど事務局の御説明にもありましたように、ひとり親家庭の自立支援だけではなく、ほかの立場からいろいろ御存じの方もいらっしゃると思いますので、何か御意見等ありましたらいただけませんか。

(意見・質問なし)

○石倉部会長 それでは、特にございませんようですので、議事（3）につきましては、事務局案に従って進めていくということによろしいでしょうか。承認をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

（承認）

それでは、全員に承認いただけるということで、ありがとうございます。

ただいま御承認をいただきましたので、この部会で審議いただいた内容については次回推進会議で、私のほうから報告させていただくこととなります。よろしく願いいたします。

続きまして、議事（4）「ひとり親家庭等の現状と県の取り組み」について、事務局から説明をお願いします。

○俵GL 「ひとり親家庭等の現状と県の取り組み」について説明

○石倉部会長 ありがとうございます。

ただいま説明をお聞きいただいた内容につきまして、御意見、御質問等があればお願いいたします。何か御質問等ございませんでしょうか。

○徳岡委員 資料3の国の基本方針の「養育費の確保策」は私に関係がありまして、平成20年4月1日に国の基本方針が改正になったときにはまだ民法の法律改正ができてなくて、平成24年5月の民法一部改正を経て、協議離婚をするときは養育費と面会交流について協議することが盛り込まれました。

養育費と面会交流は車の両輪の作用があって、月一回、たとえ2カ月に一回や4カ月に一回であっても子どもの成長を見ている親は必ず頑張ろうという気になって、養育費もちゃんと払われています。子どもにとってはどちらも大事な親であって、別れた親が自分を捨てていない、ちゃんと会ってくれているということは子どもの自尊心の育成にもつながる非常に大事な要素なので、養育費確保だけでなく面会交流の支援もぜひ入れていただきたいです。

F P I Cでは厚労省から委託を受けて東京の養育費相談支援センターに申請されれば養育費や面会交流の相談について講師派遣もしていますし、山陰では私たちが養育費相談員センターで養育費と面会交流の両方についての相談を受けています。

民法は改正されたものの面会交流という言葉自体もまだ本当に知られてない。母子自立支援員など一部窓口業務の人にやっと知識が入ったところでまだ一般的にはなっていないし、先程の調査結果のように、離婚した相手とかかわりたくないとか、あるいはどうせ欲しいと言ってもらえないだろうみたいな諦めムードがあります。親が離婚した後も子どものために必要な養育費であって面会交流なので、親としては努力しなきゃいけないけれど少し専門的な援助がないとなかなか難しい話です。まず広報活動から始めていただいて、すぐには無理としても、経済的に専門家に払うお金がない人たちに対してせめて3回分ぐらい無料券を発行するような工夫をしていただきたいと、実際に援助をしている実務の立場から思いますのでここで発表させていただきました。

○石倉部会長 ありがとうございます。離婚届の用紙のほうに記入欄もできましたので、そういう点についてぜひ啓発していただきたいと思います。

○徳岡委員 皆さん、御存じかもしれませんが、離婚届の下にゴム印で「養育費と面会交流の話をしたか、しなかったか」だけを記入するので、話をしていなくても離婚届を受け付けるので、法律がまだまだ不十分で、それだけではほとんど意味をなしていません。島根県における離婚1,000名の9割ぐらいが協議離婚ですが、調停とか裁判はほんの1割で、ほとんどの人が届を出して離婚されている。そのときに養育費の話もしてない、面会交流もしてないというのが今の実情だということをまず認識していただいて、少し助言が入らないと全然効果がないので、子どもたちのために行政がもう一步進んで工夫をしていってあげたいというのがあります。

○石倉部会長 ありがとうございます。ほかの方でどなたか御意見、御質問がありましたらお願いいたします。どうでしょうか、よろしいですか。

(意見・質問なし)

○石倉部会長 それでは、ただいまいただきましたひとり親の自立や子育てしやすい環境づくりなどの御意見を、今後策定する計画のなかに組み込んで考えていただきたいと思います。

それでは続いて、議事(5)の「平成25年母子・寡婦・父子世帯の実態調査(案)」について事務局のほうから説明をお願いします。

○野々内企画員 「平成25年母子・寡婦・父子世帯実態調査調査項目(案)」について説明

○石倉部会長 ありがとうございます。ただいまの説明で、この調査はずっと5年ごとに実施されているもので今回は3カ所が追加項目ということです。特に新たに追加されたことについて、あるいは調査票全体について何かお気づきの点などございましたら御質問、御意見等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒崎委員 問9の「住まいに関する質問」のなかで、公営住宅への入居に関して質問が追加されていますが、母子家庭の方が優先されるんですか。あるいは、この回答を受けて何か措置的なものをお考えですか。

といいますのも、県社会福祉協議会でも、ひとり親家庭だけではなく生活困窮者に対しても支援をする中で、なかなか公営住宅の入居はハードルが高く、当たらないというのもあるし、当選しても連帯保証人が要ります。実際、今、松江市では入居保証制度モデル基金を使って社会福祉協議会が生活困窮者の連帯保証人になる仕組みに取り組んでいますが、そのうちひとり親家庭の方に5件程度話を進めてわかるのは、住居の確保については民間賃貸住宅でも保証人が必要になったりするので、社会的に孤立しておられるひとり親家庭の方の公営住宅入居ニーズに対する措置が課題ではないかと思っています。

それから、もしできれば、民間賃貸住宅の転居もなかなかうまくいかない実態ということもお

聞きいただければと思います。

○野々内企画員 御意見、ありがとうございました。社会福祉協議会さんの日々の相談対応のなかで公営住宅については御希望の方が多いということで、何か対応策があるのかという御意見でした。

まず、前回の調査項目になかった実態を把握するという意味でこの項目を設けさせていただきました。今、公営住宅以外にお住まいの方にどのくらい公営住宅の入居希望があるのかということについて、今回質問を追加して、調査結果が出次第、いろいろ関係方面に施策なりアプローチができればと思っております。また、民間住宅については御希望があれば相談支援、相談機能の充実であるとか、そういったことに結びつけたいと思っております。

今いただきました宿題のほうにつきましては、事務局のほうで検討いたしまして、結果については、再度お集まりいただくというのも難しいかもしれませんが、書面等で委員の皆様方に御紹介させていただくということによろしいでしょうか。

○平岡課長 要は住宅を確保するときにどんなことに困っているのかということを知りたいということですね。

○黒崎委員 協議会で民間賃貸住宅の確保をできるだけやっておられるところがあるので、こちらでもそういう部分をお聞きいただければと。

○野々内企画員 持ち帰って検討させていただきます。ありがとうございました。

○石倉部会長 ありがとうございました。そのほかに何かございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、先ほどの点を踏まえて調査票のほうは一部修正等が出てくるかとも思いますが、おおむねこのような形で調査をしてもいいかというところで御承認をいただければと思います。皆さん、どうでしょうか。御承認いただけますでしょうか。もし、また御意見等ありましたら、事務局のほうに申し出ていただければいいと思います。

(承認)

○石倉部会長 それでは、調査票についてはおおむねこういう形で進めていただくということで御承認をいただきました。

続きまして、議事(6)、「子ども・子育て支援新制度」について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○渡邊調整監 「子ども・子育て支援新制度」について説明



○石倉部会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは次に、議事（7）、「今後の審議日程」について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○俵GL 「今後の審議日程」について説明

○石倉部会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

（意見なし）

○石倉部会長 そうしますと、ただいま事務局から説明がありましたように、今年度内にあと2回程度の部会の開催が予定されておりますので、また議論いただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。予定より早目に終わり、時間もありますので、もし皆さん何か御意見等ありましたら頂戴いたしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

○児玉委員 それではちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。

本日の、議事のなかで先程意見をくださいというようなお話があったところですが、資料7の「今後の審議日程」を見ますと意識調査について意見を本日言うタイミングだったのかなと、あとは資料説明だったのかなというふうに感じたんですけども、1の審議スケジュールを見ますと、2回目につきましては、推進会議の前にこの部会が開かれて、部会で審議したことを本会議に報告するという形と捉えてよろしいですか。

○俵GL そのようになります。

○児玉委員 そうしますと、来年の次期2回目の会で意識調査の結果が出たり、それから計画記載事項の案の提示があるということならば、当然いろいろ意見を言わせていただくという感じでよろしいでしょうか。

○俵GL はい。そうです。

○児玉委員 そうしますと、事前に資料をお配りいただいて意見を持って出られるような形にしておいていただくと発言ができるかなと思ったので、確認させていただきました。

○石倉部会長 ありがとうございます。では次回は、推進会議より前にこちらの部会を先に開催するというので、そのときには事前に資料をいただくということの確認かと思います。

それでは、今、児玉委員のほうから御意見を頂戴しましたが、まだ時間がありますので、お一

人ずつ御意見をいただけたらと思います。

○児玉委員 基本的に考えているのは、いわゆるひとり親で育てておられる家庭でスムーズに生活が成り立ってるというか、経済的に成り立ってる方は余り行政の窓口に来られないと思うんですね。問題は、困ってらっしゃる方をどのようにするか、そのための制度設計というのはすごく大きいものがあると思うんです。中でも最近特に感じておりますのは、本当にきちんと子育てをなさる状況にあるかどうか、心配な御家庭が結構目につくことです。もし自立支援員の相談に来られるにしても、それはあくまでも保護者の方がアクションを起こされないと相談に至らないわけで、そうすると相談に来られない方に対してどこで手を差し伸べられるかということが大きな課題だと思っています。

私の課では保育所の担当もしています。保育所のほうでも、ひとり親の優先入所という言葉が出ているんですが、県内の中では割と待機が多いほうなので、何とか優先入所をさせることによってひとり親家庭の実態が把握でき、保育所のほうでサポートがしていけるという課題があるので、そういうことに積極的に取り組んでいきたいと思っています。

もう一つは、今、保育士不足は本当に甚だしいものがありまして、保育士確保に向けての何らかの施策が打てないものかなと思っています。保育士不足によって受け入れを阻まれる要素があるんですが、これはこちらのひとり親家庭の子の優先入所の観点から推進会議に意見を持って行けるものかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○上代委員 きょうは聞くだけで終わってしまったところで、内容がなかなかわかりにくい部分があつてちょっと恐縮しているところです。

次回はできれば早い段階でアンケート結果を拝見させていただいて、実際、意見を何らか持って出れるような時間的な余裕もいただけるとありがたいと思います。大変かもしれませんが、よろしく願いします。

ひとつ、アンケートの問4「あなたの仕事のことについてお聞きします」という設問の中の「常用雇用者」については、厚生労働省や労働局の統計でも「常用雇用者」という言葉を使うんですが、島根労働局、それから他局、厚生労働省全体で、最近はいわゆる「正規雇用」と「非正規雇用」という2つの状況を結構見るケースがあるわけです。この常用雇用者の中には当然個人事業主さんもいらっしゃるわけですが、いわゆる「常用雇用」のなかで正規雇用や正社員という部分がどれくらいあるかを聞き出せないものかなと少し思ったところでした。

それから、問4の(5)の「あなたは現在、転職する希望がありますか」というところで、「仕事を変えたい」とお答えになった方についてお尋ねする理由が一つしか書けない。転職希望には、何ていんでしょうか、いろんな理由が複合的であろうかと推測されるのは、例えば育児や介護があつたりなどいろんなことで労働時間が合わないとか、収入が少ないことがあります。この収入が少ないのは、時間が短くて収入が少ないのか、フルに出てるのに賃金が安いのか、理由を聞くときにもう一步踏み込んだような内容になるとありがたいなと思ったところでした。これはさすがにすぐというのは難しいところだと思いますので、何かほかの調査などで何か聞き出せばいいのかなと思ったところです。

○石原委員 現状ということでお話をさせていただきたいと思います。福祉事務所全体で、今、

就業相談がかなり多くなってきておまして、ひとり親家庭の方も増えていると思います。最近では10代でも結婚されてそのまま10代のうちに離婚をされる方が結構いらっしゃいます。そういった方に対しては、就業相談で対応しております。去年からことしにかけて、そういった方に対して母子寡婦福祉連合会の方をお願いして自立支援プログラムを策定いただいて、本当に資格をお取りになって就職に結びついた方がおられます。それからもう一人の方は、ハローワークの支援を受けて資格を取られる間の生活資金を支援いただいて資格をお取りになって、今まだ本当に20代ちょっとの方なんですけど、ふたりとも施設のほうで一生懸命働いておられる現状があります。やっぱり就業支援というのは本当に大事な取り組みだなと思いますので、その支援策等を考えていけたらいいなと思っております。

○徳岡委員 私もこのアンケートは日にちがなくて全部見れなかったというのが正直なところで、消化し切れてなくてすみません。

アンケートのことで、私の担当だと思う養育費と面会交流だけ見させていただきますと、養育費のほうは取り決めをしてないことに関して、どういう理由かを聞いているんですが、面会交流のほうはしてるかしてないか、話し合いができてるかということと、してる場合にその実態が、頻度がどうかだけにとどまっているんです。できれば、やはり面会交流の方法、取り決めをしていない、行ったことがないという答えを選んだ方の理由もやはり聞いていただくと、より実態がわかるし、その対策も出てくると思います。やっぱり理由がわからないことには対策はできないので、養育費と同じくそれを入れていただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○黒崎委員 これまでの計画ですと、経済的支援では母子・寡婦・福祉資金の充実という項目が上がってまして、母子家庭に対して施策を打っていただいたと思うんですが、その関係でいくと、資料4の22ページには、母子寡婦福祉資金の相談、助言等が24年度で3,400件。もちろんこれは延べ件数だと思いますので一概には言えないかもしれませんが、一方で24ページの貸付件数は953件と、3分の1弱となっていることについて、これはどれぐらいの貸付に至ったのか、至らなかったのか、至らなかったものはどんな相談だったのか、どうして至らなかったのかという部分について、もちろん母子寡婦福祉資金は国の制度でしようから、国が決めた資金というふうになるのかもしれませんが、そこでひとり親家庭の方がどんな経済的な事情で困っておられるかという部分をもう少し、借り入れ相談のところから何か糸口が見えないのかなというふうにちょっと感じました。

以上です。

○俵GL すみません。今、黒崎委員から御意見いただきましたことについて、ちょっと補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

今、資料4のほうで、母子寡婦福祉資金は例えば24年度ですと3,466件あって、そのうち実際に借りられた件数は953件ということなんですけど、1回の相談で直ちに貸付に至る方もおられれば、生活状況を丸抱えで御相談に来られて、結果その中から母子寡婦福祉資金を借りるのが一番いいだろうと制度にたどり着かれた方もあります。福祉事務所の窓口で資金の相談に来られた全ての方が最初から貸付を想定内に入れておられて、そのうち例えば3分の1しか借りられなかったということではなくて、多くの方に借りていただけるのが実情でございます。

じゃあどういった場合に借りられないのかというお話がございましたけれども、子どもの進学にかかわる資金につきましては、過去にこの資金を借りた後で破産免責を受けていないこととか、県税の滞納がないこと、あるいは現在償還中の資金の滞納がないこと、この3点だけが要件でございまして、それ以外については御家庭の事情に応じてお貸し付けしているところでございます。それ以外に新たに事業を始めたいとか、あるいは母子家庭となられてから7年以内に生活資金というのを借りていただくことがあるんですが、あくまでこれは一時的に今、経済的に困窮していて、例えば3カ月間生活資金を借りて、例えばそれで治療を受けていただいて、そのあとはもう一度就業に戻っていただいて、生活再建が成り立つということが前提でございまして、そういっためどの立つ方についてはお借り入れいただくと。もしそれがめどが立たない、恒常的に経済困窮の状態が続くのであれば、これはあくまでお貸し付けする資金でございまして将来返していただかなければなりませんから、そういった貸付制度よりも例えば別の制度、生活保護ですとかそういった制度を御利用いただいたほうがいいなといった場合には、市町村の福祉事務所の方から別の制度に御案内していただいております。そういったこともございまして、最初はこの貸付金について皆さん借りられるだろうかと相談に来られるんですが、複数回の相談を受けて貸付に至るもの、それから別の制度を御利用いただくものもあるのかなというふうに思っております。

○石倉部会長 ありがとうございます。

皆様から貴重な御意見をいただきありがとうございます。大変ふつつかな進行で申しわけありませんでしたけれども、一応議事進行、無事に終わらせていただきました。ありがとうございます。また今後ともよろしく願いいたします。

○依G L 石倉部会長さんには議事進行いただき、ありがとうございます。

すみません。今、部会長様から議事進行をお返しいただきまして、先ほど一つ申し上げるのを忘れておりましたので、ちょっとここで追加説明をさせていただきたいと思っております。

ただいま実態調査について幾つか御意見いただきましたので、事務局のほうでちょっと調整させていただきまして、それぞれ御意見をいただいた委員さんに、こういった内容でよろしいでしょうかということを確認させていただきながら、皆様方に書面にてお送りして御了解いただくような形でやらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、課長から一言お礼を申し上げます。

○平岡課長 御審議、大変ありがとうございました。

きょう第1回ということで、なかなか皆さんもどう発言していいのか、あるいはどう関わっていったらいいのかわからない中での進行になってしましまして申しわけなかったと思っております。

御要望のありました資料につきましては、次回は必ず早目に皆さん方のお手元に届くように努力をしたいと思います。

今回は一応、今までの流れ、あるいは今回こうして会議を立ち上げてこれから議論始めますよというところのスタートラインに立っていただいたというふうに私たちとしては思っております。次回からは本格的にいろんな御審議をいただくことになると思います。その材料として、アンケート等もありますし、それから制度の話になれば、国のほうの状況を見ないといけませんし、

それが事業になれば国のほうの予算の状況等々も見ていかないとなかなか県だけで全てが解決できることにはならないでしょうから、そこら辺も見合わせながら、これから先、ふだんですと1年かけてやるところを1年半かける、ただ、実質的には1年でやらないといけないんですけれども、そんな流れで推進会議との関係も見ながら進めていきますので、そういう意味ではきょう御提示したスケジュールも場合によっては柔軟に対応していかざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。

どうかこれからいろんな御意見を賜りますようお願いを申し上げます、お礼申し上げます。きょうは大変お世話になりました。ありがとうございました。

○俵GL 以上をもちまして、平成25年度第1回島根県子ども・子育て支援推進会議、ひとり親家庭等自立支援部会を終わります。どうもありがとうございました。